



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年8月9日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	溝口 智久	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出納管理課	用度係	伊藤 幸	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概要

久富電設（株）の代表取締役が、令和4年2月14日、池田町長（当時）に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長（当時）と共謀の上、池田町長（当時）から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。

このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

2 対応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項並びに別表第2第1号及び第4号、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2並びに別表第2第1号及び第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

久富電設（株）（本店：大垣市）

4 停止期間

令和6年8月10日から令和7年8月9日まで（12カ月）

5 参考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

（資格停止の期間の特例）

第3 有資格業者が、1の事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p> <p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）
（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品購入等の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>
---	--